

◎31 番（坂本茂雄君） 県民の会の坂本でございます。順次、質問をさせていただきたいと思ひます。

県庁職員の働き方改革の現状と今後について、まず、お聞きします。

知事が提案説明でも触れられました、県庁における働き方改革の新たなモデルとなる取り組みへの挑戦で、時間外勤務手当の割増率を時限的に引き上げたことによって、当初の目標を上回る成果が現れているとのことでしたが、ここでは、言及されませんでした短時間勤務職員の課題について、質問させていただきます。

短時間勤務職員の今年度の採用は 10 名で、本庁舎に 9 名、西庁舎に 1 名が配置されましたが、配置された職員の中で、既に 1 名の方が退職したと聞いております。あまりに早く退職者が生じたことについて驚きを禁じ得ませんでした、この 4 月に配置された短時間勤務職員の無給休暇の取得状況はどうなっているのか、総務部長にお聞きします。

◎総務部長（永渕智大君） 短時間勤務職員は、1 週間 10 時間以内の無給休暇の取得が可能となっております、育児や介護等の事情がある中でも柔軟な働き方を希望される方の活躍の場をつくるといった趣旨で、今年度、全国初の取り組みとして導入をいたしました。配置先といたしましては、まずは、繁忙職場を中心に追加的に配置いたしますことによりまして、超過勤務を縮減し、県庁の働き方改革を進めるということ、もう一つの趣旨としてございます。

制度初年度の無給休暇の取得状況でございますが、例えば、育児のため夕方 2 時間、週合計 10 時間の休暇をされている方、またあるいは、中には、介護等の状況が落ち着いており、現在はほとんど無給休暇を取得することなく活躍されている方もおられます。

一方で、年度当初の繁忙期に他の職員の予期しない勤務状況なども重なりまして、一部で希望どおりに無給休暇が取得できていない例もございました。

そのため、その後、各配置所属に対しまして、この制度の趣旨の周知を改めて行いまして、現在はおおむね職員の希望に沿った働き方ができている状況と認識してございます。

◎31 番（坂本茂雄君） 今の答弁の中にもありましたけれども、もともと繁忙職場でありながら、そこに配慮が必要な短時間勤務職員を配置していたとすれば、そのこと自体に矛盾があり、退職は起こるべくして起こったと言わざるを得ないのではないかと思います、現状の課題は何なのか、総務部長に聞きます。

◎総務部長（永渕智大君） 育児や介護等の事情がある方でも、短時間で勤務し、組織で

御活躍をいただくというためには、短時間勤務職員の制度、その目的について、配属先の所属長、職員が十分理解するということが、また、例えば、年度当初に想定をしていない業務が発生したり、あるいは、所属で育児休業等を取得する職員が出たという場合であっても、短時間勤務職員の休暇取得ということを前提として、業務分担を随時見直していくということが重要であると考えておりまして、このことを全庁的に浸透させていくということが課題だと感じております。

◎31 番（坂本茂雄君） そういう意味では、このようなことを今後繰り返すことなく、本来の多様な人材が活躍できる環境の実現のためにも、来年度採用に向けた合格者の配置について、無給休暇の取得を可能とする対応が図られるべきだと考えますが、総務部長にお聞きします。

◎総務部長（永渕智大君） 来年度の配置に向けましては、今月中に全部局に対しまして、改めて、制度趣旨の説明を行うこととしております。

その上で、無給休暇を取得しながらも勤務できる業務の切り出しや、短時間勤務職員の方々がやりがいを持って取り組むことができる業務分担につきまして、各部局と協議を行いまして、配置所属を決定したいと考えてございます。加えて、配置後におきましても、定期的に所属長に対して休暇取得状況などの聞き取りや、必要に応じた担当業務の見直しを行うなど、フォローアップをしてまいりたいと考えております。

短時間勤務職員の方々に希望する無給休暇を取得しながら御活躍いただくことによりまして、県庁の働き方改革をさらに進めてまいります。

◎31 番（坂本茂雄君） ぜひ、短時間勤務職員の皆さんの声をしっかりと把握できる、そのことが県庁職場の風通しのよい組織であるということにもつながっていくだろうというふうに思いますので、今後、今年起きたようなことがないように対応をお願いしておきたいと思います。

続きまして、消防広域化の検討と市町村の関係について、お尋ねします。

消防広域一元化の議論におきましては、第2回実務協議会以降の混乱の中で、消防広域一元化が高知県と市町村の関係のあり方における課題をも改めて惹起させたと思っています。

そこで、一括質問の際にも多くの質疑がされましたので、その答弁なども受けて、改めて県の姿勢について、質問させていただきます。

まず、広域化に伴う財政負担における県の措置についてであります。

広域化に伴い、16市町村で財政負担がふえると試算されていますが、新たに生じる負担

を含めた実質負担の合計からシステム共同化整備による削減効果額を差し引いてもなお負担がふえる市町村に対しては、負担増分に相当する財政措置を 14 年間講じるとしてはいますが、それ以降も組織のあり方として署所の体制を維持した上で再試算を行い、負担増分について将来的にも措置される予定はないのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） まず、御質問の前段の県内に 40 ある署所の体制の維持についてどうかという点でございますが、この将来的なあり方につきましては、市町村消防の原則に鑑みまして、一義的には署所を管轄する市町村の判断により決定されるものだというふうに考えております。

その上で、14 年経過後、これはもう令和 23 年度以降ということになりますが、の財政措置についてどう考えるかという点でございます。

これは、何分にも今から 15 年以降の話ということでございます。この組織の融合がどこまで進展しているか、また、この間、社会情勢がどう変化していくか、こういったことにより、15 年先には事情もさまざま異なってくるというふうに考えられますので、その時点の状況に応じて、改めて検討すべき課題だというふうに考えております。

ただ、前提としまして、今後スケジュールを見直した結果として、仮に、現在、令和 9 年度から 22 年度までと想定をしております、この 14 年間の財政措置の期間も、前後、前にはないかもしれませんが、ずれるというようなことも生じる可能性がないわけではないと考えておりますので、この点についても、全く固まったというわけではございませんので、再検討が必要になると、可能性もあるということだと考えております。

◎31 番（坂本茂雄君） しっかりと各市町村の実態を把握しながら、再検討をしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、先進事例の大分県の消防指令業務の共同運用の財源につきましては、共同運用限定の国の財政支援策を活用し、実質負担を軽減し、さらに県が 2 分の 1 を負担し、市町村負担の軽減を図ったとされています。しかし、その後、設備のメンテナンス費用やランニングコストの負担について、市町村から県に対して財政支援策の要望が出されました。

本県でも先行整備しようとしている指令システム共同整備の財政支援措置については、初期投資だけでなく、ランニングコスト、また、その後の更新などにおける県の負担は想定されているのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） 大分県におきましては、共同指令のシステムに関します整備費用に加えて、維持管理の費用も支援の対象としているというふうに承知をしております。こ

れは御紹介あったとおりでございます。

本県の場合、この財政支援の枠組み、考え方が少し違いまして、もちろんこの維持管理費用も含めまして、共同指令システム整備による節減効果、こういったものも加味するというにしておりますが、そうしたことに加えまして、この広域化に伴う人員配置による影響等々も含めて、消防費の全体が広域化前と比べて増加する市町村について、実質的な財政負担が増加しないように財政措置の対象とするという考え方で対応しようとしております。消防費の全体を対象に考えていくということでございます。

ただ、一方、現状では次の更新時、これは令和 26 年ごろということになろうと思います。に、国の有利な財政措置でございます現在の緊急防災減災事業債、いわゆる緊防災の制度が存続しているか否かにつきましては、不透明な部分もございます。

このため、この緊防災の制度と同等以上の有利な財政措置が更新時にも講じられるように、国に提言を重ねていきたいと考えております。

県の財政措置をどうするかという点につきましては、この検討の前提となります、ただいま申し上げましたような国の財政措置の状況、あるいは、その時点の社会経済情勢、さらに言えば、県、市町村の財政状況がどうかといったこともあろうかと思います。こういったもの、もろもろを踏まえまして、総合的に検討していきたいと考えております。

◎31 番（坂本茂雄君） 確かに、大分県とは状況違うというのは、大分県はこの共同システムだけをやっているというような、統合しているということもありますので、その辺では違う面はあるかもしれませんが、大分県は、共同運用は市町村だけの問題ではなく、県全体の消防体制を維持強化するための事業であるという前提に立って、県が負担していくというようなスタンスになっておりますので、ぜひ本県においても、市町村の要望にしっかり応えていながら対応していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、職員の処遇等について、お伺いします。

消防広域化による処遇の均一化は「必要最小限」とする基本的な考え方が示されています。その受けとめが、市町村段階、市町村議会段階で差異があるように思われます。受けとめ違いのまま議論が進められてはいけないので、明らかにしておいていただきたいという意味で質問させていただきます。

「必要最小限」とは、新規採用職員は高知市消防職に準拠するが、既存職員は移行前の給料月額を下回らない号給に格付けされるもので、勤務年数などに応じて全ての職員が高知市消防職員と残念ながら同列になるものではないという受けとめでいいのか、危機管理部長にお聞きします。

◎危機管理部長（江渕 誠君） 県が提案している職員処遇の均一化の「必要最小限」とは、1つに、新採職員の給料を高知市消防職に準拠するとともに、新採職員との間で逆転が生じる若年職員の給料を調整するものです。

2つに、その他の既存職員は、高知市消防職に準拠した給料表をもとに、現在の給料月額を下回らないよう、同額または直近上位となる号給に格付けすることを提案したものです。

この調整により、若年職員の給料は引き上げとなりますが、その他の既存職員の給料が大きくふえることはない想定しております。つまり、県が提案している「必要最小限」であれば、勤務年数が同じであっても高知市消防職と同列になるという考えではございません。

ただし、「必要最小限」を超える均一化につきましては、消防指令システムなどの入札により節減効果がおおむね判明する時期をめどに検討することとしてどうかと考えています。

◎31 番（坂本茂雄君） こういった点、ぜひ市町村間で受けとめに違いがないように、しっかりと説明をしていただきたいというふうに思っております。

次に、職員手当は国準拠または高知市基準で統一するとされていますが、特殊勤務手当などについて高知市よりも高い消防本部がございます。そういったところについては、高知市に合わせて引き下げることなのか、危機管理部長にお聞きします。

◎危機管理部長（江渕 誠君） 特殊勤務手当については、各消防本部でその考え方や金額が異なっておりますが、これは時間外勤務手当といった職員手当のように準拠できる国の規定が見当たらないという状況にあるからです。

このため、最も職員数の多い高知市基準で統一することを検討のたたき台として提案しており、一部の消防職員では手当の金額が下がるものがあります。

今後、ワーキンググループなどにおいて、市町村や消防本部の実情や御意見を伺いながら、市町村の財政負担も含め、考え方や金額についての実務的なすり合わせが必要だと考えています。

◎31 番（坂本茂雄君） 続きまして、知事が一元化の最大のメリットと言われている共同採用の関係であります。

共同採用に当たって、新規採用職員の本人希望と職員不足の方面本部において調整がつかなかった場合、欠員とするのか、あるいは、本人希望とは異なる異動によって欠員を埋めるのか、危機管理部長にお尋ねします。

◎危機管理部長（江渕 誠君） 新規採用職員の配置に当たりましては、本人の希望の配置先をできるだけ多く確認するなどした上で調整することを提案しています。

一方、職員不足の方面本部へ計画的に配置する必要がありますことから、一部の新採職員については希望と異なる配置先になる可能性があります。

この職員の割合につきましては、昨年度の採用試験の実績をもとに試算いたしましたところ、昨年度は募集 65 人に対して採用が 8 名不足しており、この 8 名分が希望と異なる配置先になると仮定すれば、新採職員の 1 割強程度と推定されます。

仮に希望と異なる職場に配置された場合でありまして、3 年から 5 年後には本人の希望と組織の状況を踏まえまして、転出を希望する職員はその移動先を調整することも提案しております。

こうした基本的な考え方をもとに、共同採用職員を計画的に配置できるよう、今後とも市町村と丁寧協議してまいりたいと考えております。

◎31 番（坂本茂雄君） 発令後に退職されるというようなことが生じれば、この共同採用の効果が薄れていくわけですので、その辺については十分配慮した対策を講じておいていただきたいというふうに思います。

次に、広域化に関するスケジュールや議論の進め方の見直しについて、お尋ねします。

今回の須崎市の離脱の大きな前提として、スケジュールありきでついていけないということがあり、高知市議会消防広域化調査特別委員会でもスケジュールありきへの批判は多く出され、その中間報告にも明記され、それ以外の市町村でもスケジュールありきへの違和感は大きいものがあつたと思われます。だからこそ、知事は提案説明でも言及されましたし、答弁の中でも繰り返されてきた今後の進め方やスケジュールの見直しについて、個別共同事業先行、本部統合時期の現行よりも幅を持たせた見直しということが示されています。

その見直しスケジュールは、県主導ではなく、市町村合意のスケジュールということなのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） 今月中に、総務部会あるいは実務協議会におきまして、お話にありましたスケジュールの見直しについて、県がたたき台を提示するというところで、議論を進めたいというふうに考えているところでございます。市町村主導でということで、いろいろな御相談もしましたけれども、年度途中ということもありますので、なかなか人員的な再配置も難しいというようなことがございます。

ということでございまして、この案づくりのプロセスをより丁寧に時間をかけてやるということで、市町村主導での、市町村の意向をより踏まえた形での合意形成を図りたいと

考えております。

やっておりますことは、まずは、スケジュールの見直しに関しまして、全市町村長さんが現時点でどういう御意見をお持ちかということ、順次、個別に聴取いたしております。

その上で、今回示します県からのたたき台につきましては、この時点では具体的で細かな日程までは明示せずに、考え方の大きな、あらあらの方向性を示すという程度にとどめようというふうに考えております。

そうした上で、協議会あるいは方面部会などの場で市町村側の意見も聞いた後に、具体的な年度が入ったようなスケジュール案というのを改めて作成し、提示すると、こういう手順を踏みたいということでございます。

そうした中で、市町村が自らの判断で見直し案の作成に参画できた、できるというふうに実感できるような工夫をしていきたいというふうな考えでございます。

◎31 番（坂本茂雄君） 現在、将来的な全県一区の広域化を目指して検討を進めているのが秋田県であります。広域化の期限が、実は、秋田県の消防広域化推進計画には盛り込まれていません。

県は、サポートする立場との基本に立ち返り、市町村がより主体的に参画できるよう議論の進め方を見直すということであれば、基本計画や実務協議会の規約は、改めて改定する必要はないのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） お話がございましたような基本計画、あるいは、実務協議会の規約に掲げております消防本部統合の目標時期につきましては、これは性格としては、期限を示したということではございませんで、協議検討を始める、開始する上での出発点としての前提条件をここに置くという趣旨で、明示しているものでございます。

そして、この前提条件につきましては、昨年 11 月に開催しました基本計画の検討会におきまして、参加いただいた市町村長などの了承をいただいておりますということでございまして、その上で、本年 2 月に、基本計画は県の責任で策定するものというふうに法律上決まっておりますので、県の責任において、基本計画に、検討の出発点という趣旨で定めたということでございます。

実務協議会の規約にも、このスケジュールを改めて掲載するという取り扱いをしております。中身は、この基本計画と同様の内容を確認のために再掲したという趣旨でございしますが、先ほど申しましたように、議論の出発点を示したものに過ぎず、協議会における議論の結論を拘束するというような性格のものではないというふうに理解しています。

しかしながら、そうした誤解があるということであれば、そうした誤解を解く意味で、あるいは、規約の文言をより正確なものに改めるべきという意見が委員から出た場合は、

これは委員が集まってつくっております協議会でございますので、協議会の委員に諮った上で、規約の見直しを行うということはあるというふうを考えております。

◎31 番（坂本茂雄君） 委員会の中で議論をしていただければということなんですけれども、秋田県では、秋田県消防広域化推進計画案を策定する際に、パブリックコメントで、国の指針において決められている県の役割として、県の判断で広域化の期限を盛り込むことは困難だということをパブリックコメントに対して県は答弁して、記入をしてないわけですね。

そういうようなこともありますので、より丁寧に誤解を招かないような意味でも、今回の見直しのことを1つのきっかけとして、ぜひ丁寧な議論をしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、スケジュールの見直しや進め方が見直される際に、改めて、県広域一元化を将来的に目指して、中期的には方面本部の組み合わせの検証をし、一元化と段階的に想定されるメリット比較なども開示しながら、段階的広域化を目指すことも選択肢とすることはできないのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） 統合の時期のタイミングにつきましては、これは一番微妙なと言いますか、センシティブな問題であります。

本年1月、6月に市町村長の意向調査をいたしました。また、最近、改めて意見聴取も行っております。こうした中で、タイミングが、一斉がいいのか、段階的がいいのかというふうな問いをいたしますと、市町村長さんの大多数は一貫して全県一斉がいいと、一緒のタイミングで統合するのがいいというふうに言われています。

ただ、やはり一部には、独自の路線を行きたいという方々は、かなり強い意見として、段階的、一斉は嫌だという御意見の方が数は多くないですけどもおられると。そこをどう集約していくかというのが問題になっているということでありまして、基本計画は、この点につきましては、段階的な統合の可能性も含めまして、共同指令システムの運用開始時期と想定されます令和16年度までの間に本部統合を完了するということを、対象方針の前提として提示しているということでございます。

これは、指令システムが部隊の出動態勢など本部の組織運営と密接に関わっているということでございますので、共同指令システムを整備する時期にあわせて消防本部の統合をする、と考えるということが合理的だというふうな考え方に基づいたものでございます。

このため、スケジュールの見直しを行うに当たりましては、仮に、段階的な統合を選ぶという場合でありましても、最終的な県一への統合のタイミングにつきましては、共同指令システムの運用が開始される時期に実現できるように、そうした方向で検討、協議を進

めるべきだというふうに私としては考えております。

◎31 番（坂本茂雄君） 市町村の方向性が、最終的には一元化ということが前提であるということは多くの認識だと思うんですね。私も、そのことはありながらも、じゃあ、段階的という中期的な目標という議論があってもいいのではないかと。その際に、中期的な、段階的な広域化を進めるとしたら、こんなメリットもありますよということ、メリットもやっぱり示していくということは必要ではないかなというふうに思ったりしております。

そんなことも含めて、ぜひ、今後、議論をしていく上では、そういった意見も市町村の中にあるとすれば、そのことも大事にしながら議論をしていただけたらというふうに思います。

続きまして、須崎市の離脱に対する知事の姿勢と今後の市町村の関係について、お尋ねします。

今回の知事の須崎市長への対応について、知事は、信頼関係を損なうような仕事の仕方は受け入れられないという趣旨で、付き合い方を考え直すと発言されたと言われますが、仕事の仕方という面では、県が行った採決のための選択肢の「棄権A」の扱いを実務協議会前日夕刻に「棄権B」と同様、定足数に含まないとした、いわゆる後出しじゃんけんと言われても仕方がない仕事の仕方というのは、市町村との間で信頼関係を損ねるようなやり方であったのではないかと思います。知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） お話がございました、前回の協議会におきます棄権票の取り扱いについてであります。会議の前日に、結果的には、事務的に予定をしていた方針を訂正するといった形になりました。これは庁内の事務処理の行き違いによるものでございまして、関係者との信頼関係を損ないかねない結果となったという点については、私としても、申しわけないと思っております。

ただ、今回、仮に棄権票の取り扱いを訂正しなかった場合には、棄権が不可、否決と同じ効果を持つということになると、これは大変重大な間違いではないかということでございます。これは、自身の意見表明を控える、賛成でも反対でもないという意味で棄権を選ぶという投票された委員の意向に反する取り扱い、集計方法になってしまうということに、私としては非常に大きな問題を感じまして、これは訂正しないとイケないだろうという指示をしたところでございます。

また、今回の採決に関します事前の意思確認につきましては、効率的な事務進行のために、時間の節約のために仮の登録という意味で、申告をお願いしていたということでございます。したがって、取り扱いの訂正に伴い、あるいは、当日、結果的には討論とか行われませんでしたけれども、意見交換、討論の結果、自らの意思を変える、投票態度を変え

たいということであれば、これは協議会の当日に申告をしてもらって、事前の意思確認の内容を変更できるという扱いにしますということは、あらかじめ伝えておいたということでございますので、投票が終わった後に一方的に集計の方法を変えたというような事情ではございません。この点は御理解いただきたいと思います。

ただ、今後は、県庁の内外を含めまして、意思疎通のあり方について、一層的確にできますように改善に努めたいと考えております。

◎31 番（坂本茂雄君） ただ、この問題に対しても、やっぱり不信感を抱いた、こういうやり方に対して不信感を抱いた市町村は結構あった、ということだけは認識しておいていただきたいというふうに思います。

続きまして、本会議でも岡本議員が質問されて、知事の意見と異なる市町村の予算は削減されるのかとの質問に対して、人口減少対策総合交付金で県が重視する 4 S プロジェクトへの参加を加算要件としているため、政策方針に同意しない市町村が支援対象外となる場合はあり得ると説明がありました。

そして、この根拠として、知事は、要綱に定めてあると言われましたが、要項によりますと、須崎市に対する人口減少対策総合交付金について、4 S プロジェクト重点配分がまず 25% 減額されることになります。

そこで確認させていただきます。人口減少対策総合交付金以外の補助金や交付金などで、消防広域化への参加の有無を要件として支援の対象から外すなどの影響が出るようなものは、現状では他にないということによろしいのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） お話がございましたように、現時点におきましては、人口減少対策総合交付金の 4 S プロジェクト加算の部分以外に、この広域化の任意協議会への参加を要件とする補助金などはございません。

◎31 番（坂本茂雄君） ただ、本会議でも、知事は、将来的にはということで、その意思を表示されたことがあったんですけども、県と市町村の関係において、県が広域行政の調整役の役割を果たしたとしても、基礎自治体の自己決定には踏み込み過ぎないことが肝要であるべきだと、私は思っています。

中でも、補助金制度や許認可権限を使って市町村の意思決定をねじ曲げることや、協議ではなく圧力で従わせることなどは行ってはならないというふうに思いますが、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） 私は、県と市町村の関係は対等・協力というのが基本だと考えて

おります。だからこそ、予算あるいは許認可において、いたずらに不利益を与えるということをつらつかせて、相手を従わせるというような手法をとってはいけなと考えておりますし、そうした考えはございません。

ただ、他方で、今後、県と市町村がお互いに特に重視する政策目的の実現に向けて、いわばパートナーとしてリスクをとってでも一緒に挑戦をしようというような場合に、予算措置を通じて市町村に特別に支援をするということは当然あり得ると考えておりまして、こうした補助金などにつきましては、政策目的と見解が異なる市町村は支援の対象とはなっていないということは、この補助金の趣旨・目的に照らして当然だと考えておりますので、この点は申し添えたいと思います。

◎31 番（坂本茂雄君） そのこのところが、やはりどうなのかというような受けとめをされている市町村も多いと思います。

今後、そういうふうな姿勢で知事は臨んでくるんだというふうに受けとめたら、やっぱり市町村もそれなりに身構えるし、言いたいことも言えない、そんなふうな関係になってしまうのではないかというふうに、私は、懸念したり心配したりします。

ぜひそのところは、もう少し、しっかりと考えていただきたいなというふうに思っておりますので、申し添えておきたいと思います。

続きまして、南海トラフ地震対策行動計画について、お聞きします。

南海トラフ地震対策行動計画第6期、令和8年度バージョンアップに追加される主な取り組みは47項目に上っています。特に、2年前の能登半島地震の教訓を踏まえた災害関連死対策や、この夏の熊本地震の教訓による熱中症対策などを踏まえた取り組みが新たに盛り込まれていますが、重点を置いたポイントのうち、避難所外避難者への支援体制構築と事前復興まちづくり計画の事前着手について、質問させていただきます。

まず、避難所外避難者への支援体制構築としての在宅避難について、お聞きします。

避難所数の大量の不足や集団生活になじめない切実な事情があることから、避難所避難が困難な在宅避難者は膨大な数に上がることが想定されます。そして、在宅避難者は行政の管理する避難者名簿に載らないことが多いため、情報や物資の供給ルートからこぼれ落ちやすい存在でもあります。

このバージョンアップされた第6期行動計画では、大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引等の改定で、避難所外避難者への支援体制を明記しようとしています。が、どのように支援体制を構築していくのかが大事になってまいります。

現在、熊本県で在宅避難者を支援されている熊本大学社会福祉学部高林秀明教授のお話を先日オンラインで聞く機会がありましたが、そこで出されていた多様な課題について、これからは克服しながら支援体制を構築していく必要があると思います。在宅避難者が尊

厳のある生活を営むためには、圧倒的多数を占める見えない避難者の把握から始まり、避難所の避難者等と同等の支援を受けられるようにする必要があります、在宅避難であっても最低限満たされるべき基準を示したスフィア基準などを参考に、必要な支援を検討されることが望ましいと考えます。

内閣府が、令和6年6月に作成した在宅・車中泊避難者等の支援の手引なども参考にし、この間の能登半島地震や令和8年熊本地震などにおける教訓を踏まえた対応がされることと思いますが、大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引等を改定し、支援体制の構築をどのように実効性のあるものにしていくつもりか、危機管理部長にお聞きします。

◎危機管理部長（江渕 誠君） 避難所に避難される方だけでなく、在宅避難者にも必要な支援を的確に届けるという視点が重要です。

そのためには、被災地の教訓も踏えまして、まず、在宅避難者の実態を把握すること、次に、把握した在宅避難者に効果的な支援を行う支援拠点を避難所などに設けること、そして、関係者や他県から派遣されるチームと役割を分担する体制を平時から考えておくことが重要と認識しております。

そのため、今後、市町村が在宅避難者への支援体制を構築するのに役立つよう、国の手引なども参考にし、避難所運営マニュアル作成の手引等を改定した上で、地域本部などとともに技術的支援を行いながら、実効性を高めてまいります。

◎31番（坂本茂雄君） 最後に、事前復興まちづくり計画に位置づけられた事業の事前着手について、お尋ねします。時間がないので、もう1問だけにします。

事前着手に向けて伴走支援をしていくというふうなことで、今回、計画に盛り込まれていますが、事前着手に向けて、どのように取りかかろうと検討しているのか、知事にお伺いします。

◎知事（濱田省司君） この事前復興のまちづくり計画でございますが、復興を速やかに行うという目的だけではございませんで、人口減少が進む過疎地域の中で持続可能なまちづくりを進めていくという意義もあるというふうに考えております。

したがって、単に計画をつくるだけではなく、できるものについてはできるだけ事前着手をしていくということが望ましいと思っております。

そうした観点から、まず、庁内にこの関係部局からなりますプロジェクトチームを設置しております。

まずは、市町村からこの事前移転を進める際の課題を聞き取りまして、解決に向けた具

体的な支援策を検討します。主として国の補助事業などの適用、そして、制度改正、こういったものがポイントになってまいりますので、それを市町村と一緒にやりまして、対応策を考えまして、国に対してかけ合っていくと、こういった対応を考えたいと思っております。

◎31 番（坂本茂雄君） すいません。時間がなくて省いた質問があつて申し訳ございませんが、いずれにしても、さまざまな課題で、県は市町村と連携をしながら取り組んでいかなければならない課題が多くあろうかと思ひます。

そういった中で、よりよい関係づくりをしながら、その施策を進めていただく、そのことを市町村も願っていると思ひますので、そのことをしっかり受けとめていただいて、知事始めとした執行部に、今後の御検討をお願いしておきたいと思ひます。ありがとうございました。